



鳥取県公報

令和6年3月26日（火）
第9582号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|---|
| ◇ 告 示 | 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（143）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2 |
| | 国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数（144）（医療・保険課）・・・・・・・・・・ 2 |
| | 特定計量器の定期検査の実施（145）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 3 |
| | 土地改良区の定款の変更の認可（146）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 3 |
| | 森林病虫害の駆除命令（147）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 3 |
| | 公共測量の終了（148）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 4 |
| | 土砂災害警戒区域の指定の変更（3件）（149～151）（治山砂防課）・・・・・・・・・・ 4 |
| | 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（3件）（152～154）（〃）・・・・・・・・・・ 5 |
| | 指定居宅サービス事業者の指定（155）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・・・ 7 |
| | 指定介護予防サービス事業者の指定（156）（〃）・・・・・・・・・・ 7 |
| ◇ 選管告示 | 選挙管理委員会の招集（25）・・・・・・・・・・ 7 |
| ◇ 公 告 | 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 7 |
| ◇ 調達公告 | 落札者の決定（警察本部会計課）・・・・・・・・・・ 8 |
| ◇ 雑 報 | 令和6年度危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施（消防防災課）・・・・・・・・・・ 8 |

告 示

鳥取県告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|--------------------------|-------------------|--|--------------------|-----------------------------------|---------------|
| 医療法人社団 菅村内科医院 | 米子市東福原 一丁目4-60 | 医療法人社団菅村内 科医院 | 米子市東福原一 丁目4-60 | 訪問看護、訪問リハビ リテーション、居宅療 養管理指導 | 令和5年6 月30日 |
| 社会福祉法人 北栄町社会福 祉協議会 | 東伯郡北栄町 瀬戸36-2 | 社会福祉法人北栄町 社会福祉協議会小規 模多機能型居宅介護 「なごみの郷」 | 東伯郡北栄町江 北913-12 | 小規模多機能型居宅介 護 | 令和6年3 月31日 |

2 介護予防事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|--------------------------|-------------------|--|--------------------|---|---------------|
| 医療法人社団 菅村内科医院 | 米子市東福原 一丁目4-60 | 医療法人社団菅村内 科医院 | 米子市東福原一 丁目4-60 | 介護予防訪問看護、介 護予防訪問リハビリテ ーション、介護予防居 宅療養管理指導 | 令和5年6 月30日 |
| 社会福祉法人 北栄町社会福 祉協議会 | 東伯郡北栄町 瀬戸36-2 | 社会福祉法人北栄町 社会福祉協議会小規 模多機能型居宅介護 「なごみの郷」 | 東伯郡北栄町江 北913-12 | 介護予防小規模多機能 型居宅介護 | 令和6年3 月31日 |

鳥取県告示第144号

鳥取県国民健康保険条例（平成29年鳥取県条例第46号）第9条第1項、第11条、第14条、第15条、第18条、第19条及び第22条の規定に基づき、令和6年度の国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数を次のとおり定めたので、同条例第8条の規定により告示する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 医療費指数反映係数 1
- 2 一般納付金所得係数 0.8118577652137
- 3 一般納付金被保険者均等割指数 0.7
- 4 後期高齢者支援金等納付金所得係数 0.8181945094701
- 5 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数 0.7
- 6 介護納付金納付金所得係数 0.8410179195274

7 介護納付金納付金被保険者均等割指数 0.7

鳥取県告示第145号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 実施区域 | 実施期日 | 実施時間 | 実施場所 |
|---------|--------------|---------------|----------------------------|
| 東伯郡湯梨浜町 | 令和6年5月7日（火） | 午後1時から午後3時まで | 東伯郡湯梨浜町大字泊1258-1 泊体育館 |
| 〃 | 令和6年5月10日（金） | 午前10時から午後3時まで | 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584 ハワイアロハホール |
| 〃 | 令和6年5月14日（火） | 〃 | 東伯郡湯梨浜町大字龍島500 湯梨浜町役場東郷支所 |
| 東伯郡三朝町 | 令和6年5月17日（金） | 午後1時から午後3時まで | 東伯郡三朝町大字大瀬999-2 三朝町総合文化ホール |

鳥取県告示第146号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、秋里江津土地改良区の定款の変更を令和6年3月15日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第147号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月26日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 若 松 理 恵

1 区域及び期間

(1) 区域

鳥取市の一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

令和6年5月13日から同年7月12日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに

提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び東部農林事務所八頭事務所並びに鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第148号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量(車載写真レーザ測量)
- 2 作業地域 鳥取県全域
- 3 終了年月日 令和6年2月29日

鳥取県告示第149号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
倉吉市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
長谷川(Ⅰ-1-2-16-30)
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
倉吉市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
巖城地区(Ⅰ-1349)
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第150号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
北栄町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
西高尾4地区（Ⅱ-2826）

4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第151号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
日南町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
下石見谷川（Ⅱ-1-3-36-162）

4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第152号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
倉吉市

（2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（3）土砂災害特別警戒区域の名称
全部について指定を解除するもの
長谷川（Ⅰ-1-2-16-30）

2（1）土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
倉吉市

（2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

一部について指定を解除するもの

巖城地区 (I-1349)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第153号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

北栄町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害特別警戒区域の名称

一部について指定を解除するもの

西高尾4地区 (II-2826)

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第154号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

日南町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害特別警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

下石見谷川（Ⅱ－1－3－36－162）

鳥取県告示第155号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月26日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|-----------------|---------------|----------|----------|
| 日南町 | 日南病院短期入所療養介護事業所 | 日野郡日南町生山511-7 | 令和6年4月1日 | 短期入所療養介護 |

鳥取県告示第156号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月26日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|-----------------|---------------|----------|--------------|
| 日南町 | 日南病院短期入所療養介護事業所 | 日野郡日南町生山511-7 | 令和6年4月1日 | 介護予防短期入所療養介護 |

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第25号**

令和6年第6回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年3月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

- 1 日時 令和6年3月27日（水） 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙の結果について
 - (2) その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和6年3月26日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

- 1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

 - (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 - (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

| 種別 | 区分 | 日 時 | 場 所 | 受 講 対 象 者 |
|-------|----|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------|
| 経験者講習 | | 令和6年4月17日 午後1時30分から 午後4時30分まで | 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第32会議室 | 鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者 |

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

筆記用具

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 令和6年3月8日
- 4 落札者の名称及び所在地 住友電工システムソリューション株式会社大阪支社
大阪府大阪市西区土佐堀二丁目2-4
- 5 落札金額 53,240,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 令和6年1月26日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき鳥取県知事に代わって令和6年度危険物取扱者試験を、同法第17条の9第1項の規定に基づき鳥取県知事に代わって令和6年度消防設備士試験をそれぞれ次のとおり実施する。

令和6年3月26日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 長 谷 川 彰 一

1 試験の種類等

(1) 危険物取扱者試験

| 区分 | 試験の種類 | 試験の実施日時 | 受験願書受付期間 | | 試験会場（予定） |
|-----|----------|----------------------|----------|--------------------------------------|---|
| | | | 書面申請 | 電子申請 | |
| 第1回 | 甲種、乙種、丙種 | 令和6年6月16日（日）午前10時から | 書面申請 | 令和6年4月12日（金）から同月22日（月）まで | 鳥取県立倉吉未来中心、鳥取県立倉吉体育文化会館 |
| | | | 電子申請 | 令和6年4月12日（金）午前9時から同月22日（月）午後11時59分まで | |
| 第2回 | " | 令和6年6月23日（日）午前10時から | 書面申請 | 令和6年4月12日（金）から同月22日（月）まで | 鳥取県庁、鳥取県立米子コンベンションセンター |
| | | | 電子申請 | 令和6年4月12日（金）午前9時から同月22日（月）午後11時59分まで | |
| 第3回 | " | 令和6年10月13日（日）午前10時から | 書面申請 | 令和6年8月16日（金）から同月26日（月）まで | 鳥取県立倉吉未来中心 |
| | | | 電子申請 | 令和6年8月16日（金）午前9時から同月26日（月）午後11時59分まで | |
| 第4回 | " | 令和6年10月20日（日）午前10時から | 書面申請 | 令和6年8月16日（金）から同月26日（月）まで | 鳥取県庁、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子） |
| | | | 電子申請 | 令和6年8月16日（金）午前9時から同月26日（月）午後11時59分まで | |
| 第5回 | " | 令和7年3月16日（日）午前10時から | 書面申請 | 令和7年1月17日（金）から同月27日（月）まで | 鳥取県立倉吉体育文化会館 |
| | | | 電子申請 | 令和7年1月17日（金）午前9時から同月27日（月）午後11時59分まで | |
| 第6回 | " | 令和7年3月23日（日）午前10時から | 書面申請 | 令和7年1月17日（金）から同月27日（月）まで | 鳥取県庁、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子） |
| | | | 電子申請 | 令和7年1月17日（金）午前9時から同月27日（月）午後11時59分まで | |

(2) 消防設備士試験

| 区分 | 試験の種類 | 試験の実施日時 | 受験願書受付期間 | | 試験会場（予定） |
|-----|-------|-----------------------|----------|--------------------------------------|-----------------------------|
| | | | 書面申請 | 電子申請 | |
| 第1回 | 甲種、乙種 | 令和6年7月21日（日）午前9時35分から | 書面申請 | 令和6年5月20日（月）から同月30日（木）まで | 鳥取県立倉吉体育文化会館 |
| | | | 電子申請 | 令和6年5月20日（月）午前9時から同月30日（木）午後11時59分まで | |
| 第2回 | " | 令和6年11月24日（日）午前9時から | 書面申請 | 令和6年9月17日（火）から同月27日（金）まで | 鳥取県庁、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター |

| | | | | |
|---|-------|------|--------------------------------------|--------------|
| 回 | 35分から | 電子申請 | 令和6年9月17日(火)午前9時から同月27日(金)午後11時59分まで | (ポリテクセンター米子) |
|---|-------|------|--------------------------------------|--------------|

2 受験願書申請先

(1) 書面申請

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送によることとし、郵送の場合は各試験ごとの受験願書受付期間の末日までの消印のあるもの限り受け付ける。)

(2) 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ (<https://www.shoubo-shiken.or.jp>)

3 試験実施場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

倉吉市駄経寺町212-5 鳥取県立倉吉未来中心

倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館

米子市末広町294 鳥取県立米子コンベンションセンター

米子市古豊千520 鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター(ポリテクセンター米子)

4 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、以下のとおりとし、所定の方法により納付すること。

(1) 危険物取扱者試験

| 区分 | 試験日 | 甲種 | 乙種 | 丙種 |
|-----|---------------|--------|--------|--------|
| 第1回 | 令和6年6月16日(日) | 6,600円 | 4,600円 | 3,700円 |
| 第2回 | 令和6年6月23日(日) | | | |
| 第3回 | 令和6年10月13日(日) | 7,200円 | 5,300円 | 4,200円 |
| 第4回 | 令和6年10月20日(日) | | | |
| 第5回 | 令和7年3月16日(日) | | | |
| 第6回 | 令和7年3月23日(日) | | | |

(2) 消防設備士試験

ア 甲種 6,600円

イ 乙種 4,400円

5 問合せ先

(1) 試験の詳細に関すること

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部

電話 0857-26-8389(平日午前9時から午後5時まで)

ファクシミリ 0857-24-1052

(2) 電子申請に関すること

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000(有料)(平日午前9時から午後5時まで)

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県危機管理部消防防災課並びに各消防局内の各地区危険物保安協会及び防火安全協会において交付する。

(2) 試験の実施日時及び場所は、変更することがあるので受験票を確認すること。

(3) 1に掲げる試験以外に試験を実施する場合は、決定次第公示する。